

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）
（案）

令和 元年 6月 日
釧路市地域公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称
釧路市地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>釧路市においては、JR 根室本線、JR 釧網線、JR 花咲線が停車する JR 釧路駅を軸に、近隣自治体と結ぶ路線バス（地域間幹線系統）があるほか、JR 釧路駅に隣接するバスターミナルと市内の住宅地とを結ぶ路線バス（市内線）、阿寒地区の農村・中山間地域と阿寒地区の中心部を結ぶ市営バス等により公共交通網を構成している。</p> <p>釧路市では「釧路市立地適正化計画」を平成 29 年 3 月に策定し、安心できる健康で快適な生活環境の実現に向けた集約型都市構造への再編を進めている。コンパクト・プラス・ネットワークを支える公共交通網の形成に向け、平成 29 年 6 月に「釧路市地域公共交通網形成計画」を策定し、利用者によりわかりやすく利便性の高い幹線軸と域内交通（支線）の乗換えを基本としたバス路線網の再編事業を位置づけた。</p> <p>この公共交通網においては、釧路駅と各拠点地区を結ぶ路線バスが幹線交通となっており、時間帯に応じて、各拠点から市内の住宅地区等を結ぶ路線バス（市内線）を支線として位置付け、通院、買い物など住民の生活上重要な役割を果たしていくことから、当該路線を存続していくことが必要不可欠である。</p> <p>このため、地域公共交通確保維持事業により、「地域内フィーダー系統」としての路線バス（市内線）を確保・維持し、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。</p> <p>阿寒町仁々志別地区における公共交通は、長い間、民間の路線バスにより釧路市の支援を受けながら何とか維持されてきたが、近年の人口減少や高齢化に伴う利用者の減少により、赤字額が年々膨らむ状態が続いていた。</p> <p>また、音別地区については、釧路市街地から音別駅までは JR やバスなどの公共交通で路線を確保しているものの、平成 30 年 3 月 30 日に音別線が廃止され音別地区内は交通空白地域となっており、現在は市が行っているスクールバスや患者輸送バスの住民利用を開始し、生活の足の確保に努めてきた。</p> <p>こうした問題の解消を図るため、「地域公共交通活性化及び再生に関する法律」に基づき、釧路市では、平成 29 年 6 月に「釧路市地域公共交通網形成計画」を策定し、郊外部における市民生活の交通手段の確保を目的とした「交通不便地域における効率的で利便性の高い生活交通の確保」を基本方針として定めた。</p> <p>今後はこのデマンド交通を「地域内フィーダー系統」として位置付け、山花リフレや阿寒行政センター、音別駅を核とした幹線交通への接続性を確保し、面的に釧路市の公共交通ネットワークを構築することで、同地区における公共交通の持続的確保や、高齢者をはじめとした住民が安心して移動できる環境を確保することが求められている。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
目標設定については、網形成計画等との整合性を含め、関係者と調整協議中

<p>(2) 事業の効果</p>
<p>令和元年 10 月に実施するバス路線再編により、「複雑でわかりづらい」「時間どおりにバスが来ない」「バス停が遠いからバスを住宅地に回してほしい」などの課題を改善するため、拠点と住宅地を繋ぐ支線交通（路線バス）を運行することにより、郊外部に居住する市民の生活交通を確保、充実し、幹線交通（路線バス）との接続性を確保することで利用しやすい公共交通ネットワークを構築し、相互の利用者確保につなげる。</p> <p>また拠点への誘導・集約・育成及び交流機会の増加によるまちの活性化、拠点間の繋がりを強化するなど、コンパクト+ネットワークに資する公共交通網の実現が期待される。</p> <p>阿寒、音別にデマンド交通を導入することで、予約がある場合にしか運行しないため、効率的な運行体系が実現でき、かつ各地区の住民等の日常生活に必要な移動手段が確保され、住民の外出機会の促進や地域活性化につながる。</p> <p>また、デマンド交通と鉄道、路線バスとの接続性を確保することで、利用しやすく広域的な公共交通ネットワークを構築し、相互の利用者確保につながる。</p>
<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・高専まりも線の運行（阿寒バス（株）） ・阿寒仁々志別線乗合タクシー（デマンド型）の運行（（有）阿寒観光ハイヤー） ・音別市町村有償旅客運送（デマンド型）の導入（釧路市） ・乗換拠点等の整備（イオン昭和店内のバス待合環境、音別駅構内への路線バスの乗入れ、音別駅内のバス待合環境）（釧路市） ・再編後の市内路線を網羅したバスマップの作成（釧路市地域公共交通活性化協議会） ・市民を対象としたモビリティマネジメントの実施（釧路市地域公共交通活性化協議会）
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者</p>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を添付</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</p>
<p>釧路市から運行事業者への補助または委託料については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p>
<p>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</p>
<p>阿寒バス株式会社、有限会社阿寒観光ハイヤー、釧路市</p>
<p>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法</p> <p><u>【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</u></p>
<p>該当なし</p>
<p>8. 別表 1 の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要</p> <p><u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>該当なし</p>
<p>9. 別表 1 の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧</p> <p><u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>該当なし</p>
<p>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項</p> <p><u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>該当なし</p>

○バス乗降（OD）調査（平成28年度）

- ・実施日 平成28年7月12日～14日 ※全便対象
- ・調査項目（年齢、職業、利用路線、利用時間帯、乗車・降車バス停、利用目的、バスに乗る前後の交通手段、利用頻度、運賃の支払い方法など）
- ・調査方法（調査員が各便に乗車し、利用者にビンゴカード形式のアンケート票を配付、即時回収）

○再編実施計画作成に向けたアンケート（平成30年度）

①再編対象路線利用者へのアンケート

- ・実施日 平成30年9月28日～29日、10月5日 ※再編対象路線の全便対象
- ・調査項目（年齢、職業、利用路線、利用時間帯などの利用状況、乗り換えの影響、利用促進策に関するニーズなど）
- ・調査方法（調査員が各便に乗車し、利用者にアンケート票を配付、後日回収）

②市民アンケート

- ・10月初旬発送
- ・調査項目（年齢、職業、移動・交通実態、利用促進策に関するニーズ、乗り換えの影響など）
- ・調査方法（該当地区に対してアンケートを送付し回収）
- ・該当地区状況（釧路地区：無作為抽出した3,000世帯）

③阿寒町仁々志別地区、音別地区における全戸アンケート

- ・10月初旬発送
- ・調査項目（年齢、職業、移動・交通実態、仁々志別線や患者輸送バス等の利用状況、利用促進策に関するニーズなど）
- ・調査方法（該当地区全戸に対してアンケートを送付し回収）
- ・該当地区状況（阿寒町仁々志別地区：270世帯、音別地区：735世帯）

○公共交通の利用者代表を協議会の構成員に加えることで意見を反映

○住民説明会等を開催し利用者等の意見を反映

19. 協議会メンバーの構成員

別紙1のとおり

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 北海道釧路市黒金町7丁目5番地
（所 属） 釧路市総合政策部都市経営課企画担当
（氏 名） 田中宏和
（電 話） 0154-23-5151（内線2134）
（e-mail） to-kikaku@city.kushiro.lg.jp

注意：本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります。）

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和2年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様 の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該当 する要件 (別表7のみ)
釧路市	阿寒バス(株)	(1) 高専まりも線	高専前	大楽毛1丁 目	イオン昭和 店	往 10.0km	366 日	732.0 回		路線定期運行	②(1)	バス停留所相互の近接、 誘導案内、乗り継ぎに係 るバス待合環境を整備し ている	①
						復 10.0km							
						往 km	日	回					
						復 km							
						往 km	日	回					
復 km													
往 km	日	回											
復 km													
往 km	日	回											
復 km													

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和2年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)				
			起点	経由地	終点					運行態様 の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該当 する要件 (別表7のみ)	
釧路市	(有)阿寒観光ハイヤー	(2) 仁々志別線	48線	仁々志別、 共和地区	阿寒診療 所	往 km 復 km	258 日	312.0 回		区域運行	①、②(1)	阿寒診療所で阿寒線(地域間幹線系統)・阿寒本町線に、山花リフレで山花リフレ線に乗り継ぎできるようにダイヤを設定している	①	
	(有)音別ハイヤー	(3) 音別線(霧里・茶安別)	茶安別	中音別、上音別、二俣、霧里、茶安別、川西地区	音別駅	往 km 復 km	258 日	312.0 回		区域運行	①、②(1)	音別駅で白糠線(地域間幹線系統)やJRIに乗り継ぎできるようにダイヤを設定している	①	
	(有)音別ハイヤー	(4) 音別線(尺別・直別)	直別	尺別、海光	音別駅	往 km 復 km	258 日	209.0 回		区域運行	①、②(1)	音別駅で白糠線(地域間幹線系統)やJRIに乗り継ぎできるようにダイヤを設定している	①	
							往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	釧路市
------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	18,650
交通不便地域	174,742

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
167,925	(旧)釧路市	過疎地域自立促進特別措置法
4,882	(旧)阿寒町	過疎地域自立促進特別措置法
1,935	(旧)音別町	過疎地域自立促進特別措置法

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
174,742	174742人 × × + 万円 = 0千円	0千円

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域（過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。）、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領（2. (1) ⑭）に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)